マイナンバー(共通番号)遺憲脈訟@神奈川

第11回期日のご案内



- ★横浜地方裁判所101号法廷
- ★集 合:9時30分 傍聴抽選整理券交付時間:9時30分~9時55分 遅れないようにお集まりください。
 - ◎裁判所の入り口が日本大通り側(開港記念会館と反対側)のみになり、 ゲート式の金属探知機等を用いた所持品検査が行なわれます。
 - ◎尚、傍聴に外れた方は波止場会館で待機していただき、午後から傍聴に入れるようにします。
- ★報告集会(裁判終了後) 波止場会館1階多目的ホール

☆森田明さん(弁護士) 10時30分~12時 休憩

☆原田富弘さん (共通番号いらないネット事務局) 13時30分~15時

☆宮崎俊郎さん(原告) 15時~15時40分



傍聴支援のお願い



いよいよ、証人尋問が行われます。日本年金機構の業務再委託による漏洩問題、捜査照会として捜査機関による個人情報の収集や企業による収集など、私たちの個人情報が様々な形で流出、利用されています。違憲訴訟が訴える「自己情報コントロール権」の侵害です。

今回、証人尋問において、番号制度の危険性や問題性を立証します。傍聴席を満席にして裁判官に私たちの意思をみせるとともに証人・弁護団を応援したいと思います。本人同意のないまま参加させられる番号制度が抱える問題は原告だけでなく、市民の問題でもあると思います。ぜひ、傍聴にご協力ください。

◆第10回口頭弁論報告(2018年12月20日)

- *代理は外籍を ・大学の ・
- *前回期日で申請した4人の証人尋問<宮崎俊郎さん(原告代表)森田明さん(弁護士)、原田富弘さん(共通番号いらないネット事務局)、其田真理さん(個人情報保護委員会事務局長)>については、其田さんは必要性がないとして採用されませんでしたが、宮崎さん他2人が採用されました

◆マイナンバー(共通番号)違憲訴訟とは?

本人同意のない個人情報の収集・利用は憲法 13条が保証するプライバシー権の侵害にあたる として、2016年3月24日、国を相手に201人で 提訴しました。9月には2次提訴を行い19人が加 わり、更に2017年12月に10人が3次提訴を行 い、総勢230人の大原告団です。

- 私たちが求めているのは (1)制度運用の差し止め
 - (1)制度運用の差し止め
 ___ (番号の収集・利用・提供・保存)
 - (2)個人番号の削除
 - (3)損害賠償 (一人あたり11万円)

◆なぜ、裁判か!

マイナンバー(共通番号)制度は、国がかってに個人情報を収集し利用する一元管理であり国民総背番号制ともいえます。情報漏えいの危険性が大きく、情報の名寄せによってプライバシーが丸裸にされてしまいます。裁判は制度に組み込まれていくことへの抵抗としての意思表示です。様々な立場や角度から制度の危険性や問題点を明らかにして「私たちは番号もカードもいらない!番号で管理されたくない!プライバシーを侵害する違憲の制度だ!」と広く世論喚起していきたいと思



連絡先:マイナンバー(共通番号) 違憲訴訟神奈川 原告団・弁護団 080-5052-0270(宮崎)

います。

http://nomynumber-kanagawa.blogspot.jp/

